

仕様書

1 事業名

広島県脱炭素ポータルサイト制作・運用業務

2 実施期間

構築業務期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

※サイトの一部ページは10月中の公開を予定しており、それ以降順次内容を追加

運用保守業務期間 公開日から令和9年3月31日（水）まで

※運用保守業務期間については、予算の確保を条件に発注者（県）及び受注者双方に異存が無ければ年度単位で契約更新するものとする。

3 業務の目的

県では2050年のネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、家庭の省エネ推進、中小企業の脱炭素支援、再生可能エネルギー導入を柱に地域の脱炭素化を進めている。

取組の一環として、家庭・企業・地域の情報を一元化したポータルサイトを作成し、本業務は、県民及び事業者のうち、これまで脱炭素に取り組んでこなかった層や、取り組みを検討している層を主な対象とし、脱炭素に関する情報を分かりやすく提供することで、具体的な行動につながるポータルサイトを構築することを目的とする。

4 基本コンセプト

- ・行動につながるポータルサイト
- ・初心者でもわかる構成
- ・目的別、課題別に情報へ到達できる設計
- ・補助金、支援策へスムーズに誘導する導線設計

5 ターゲット

(1) 県民

- ・脱炭素に関心はあるが、何から始めればよいのかわからない層
- ・光熱費削減等の家庭の電気代等のエネルギー費用の削減に関心のある層

(2) 事業者

脱炭素の具体的な取り組みに至っていない中小企業をメインターゲットとしつつ、自らの取組を深化させたい意欲層まで幅広く想定すること。

6 業務内容

(1) ウェブサイトの制作方針

ア 本業務の遂行に際しては、本仕様書の内容を基本にしつつ、本県の意向を十分に反映し、ポータルサイトのコンセプト、デザインを提案すること。

- イ 利用者のターゲットごとに目的の情報に即座にたどり着くことができるサイト構成とすること。
- ウ ウェブサイトの利用者については、県民および事業者であり、脱炭素に取り組んだ経験がない初心者層から、自らの取組を深化させたい意欲層まで幅広く想定すること。
- エ 本サイトは情報閲覧に留まらず、補助金申請、支援事業・イベントへの参加等の行動に誘導する明確なコールトゥアクションを各ページに配置すること。
- オ 将来的なコンテンツ追加や機能拡張に柔軟に対応可能なサイト構築とすること。
- カ 本業務においては、単なる情報提供に留まらず、県民及び事業者の行動につながる導線設計及びコンテンツ設計についての提案を求める。

(2) サイトの設計及びデザイン

- ア 統一したデザインと操作に一貫性をもたせること。
- イ レイアウトや構成案には SEO 等の根拠に基づいた構成を提案すること。
- ウ デザインのコンセプトやクリエイティブの方針等のデザインについて具体的な提案を行うこと。
- エ サイトの閲覧者が欲しい情報を容易に引き出せる、使いやすく・分かりやすいデザインや導線設計をおこなうこと。
- オ 利用者の属性や行動心理を踏まえた UI/UX 設計方針を明示し、その考え方を提案書において示すこと。
- カ ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、JIS X 8341-3:2016（適合レベル AA）を目標にアクセシビリティを確保し、やさしい日本語等の配慮を行うこと。
なお、2026 年度中に WCAG 2.2 に基づく基準へ法令・ガイドラインが改正された場合には、委託期間中であっても速やかに対応可能な体制とし、追加要件にも柔軟に対応すること。
- キ サイト利用者の PC 及びタブレット・スマートフォンの主要ブラウザ (Edge、Chrome、Firefox、Safari 等) で閲覧可能とする。また、ユーザーが閲覧するデバイスの画面サイズに応じて、ページのレイアウト・デザインを最適化し表示させる手法を採用すること。
- ク デザイン及びレイアウトに必要となるデジタルデータ（写真、動画、イラスト、アイコン、バナー、コピーライティング等）は、受託事業者において入手することを原則とする。但し、広島県と協議の上、必要に応じて広島県が所有するものを貸与することもできる。
- ケ 利用者が目的の情報へたどり着けるように主要な検索エンジン（Yahoo!、Google 等）のキーワード検索を利用する事を考慮し、各ページを検索されやすいように構築する事。また、検索結果の上位表示にされる工夫をすること。
- コ 最新の SEO 対策として、可能な範囲で AIO (AI Optimization) および LLMO (Large Language Model Optimization) に対応した設計を検討すること。また、JSON-LD を用

いた構造化データの実装についても、SEO 効果および AI 検索対応促進の観点からの対応を推奨する。

(3) コンテンツについて

以下のア～オのコンテンツを必須とし、より効果的に閲覧者に訴求できるサイト構成を検討し、提案すること。

ア 脱炭素について

- (ア) 基礎知識
- (イ) 広島県の取り組み紹介

イ 県民向け情報

- (ア) 家庭での省エネ対策
 - ・脱炭素・省エネ行動アプリ
 - ・うちエコ診断 WEB サービス
- (イ) 脱炭素教育事業
 - ・エコラベル学習事業
- (ウ) 省エネ住宅の推進
 - ・スマートハウス普及促進事業
 - ・断熱窓改修補助金

ウ 事業者向けページ

- (ア) 脱炭素に取り組むメリット
- (イ) 事業者向け施策
 - ・支援施策（セミナー、伴走支援 等）
 - ・補助金（設備導入、研究開発 等）
- (ウ) 取組事例の紹介
- (エ) 脱炭素経営支援コンソーシアム（仮称）
- (オ) 価値創造型脱炭素モデル創出・展開促進補助金
- (カ) ひろしまカーボンニュートラルビジネスプロジェクト

ひろしまカーボンニュートラルビジネスプロジェクトについては、

[\(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/cnproject/\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/cnproject/)の内容を移管する。

移管する際には、単なる移管ではなく、本サイトのデザインと統一し、閲覧者の行動喚起につながる構成へ再設計を行うこと。

エ 補助金検索

- (ア) 対象（県民/事業者）、分野（住宅、省エネ設備、再エネ等）、キーワード、受付状況、申請期限等により絞り込みが可能な仕様とすること。
- (イ) 利用者が迷わず目的の情報へ到達できる検索 UI 設計について提案すること。

オ トップページ

県民向け及び事業者向けの明確な入口を設け、利用者が自身の属性や目的に応じて容易に情報へ到達できる構造とすること。

本サイトの構築にあたっては、トップページを含め概ね 30~40 ページ程度を想定すること。なお、詳細なページ構成及びページ数については、受託者の提案を踏まえ協議のうえ決定する。

(4) 更新作業

- ア 受託者は広島県の指示に基づき、サイト開設後、月 3 回程度（基本）のサイト更新作業を実施すること。
- イ 更新作業に必要なコンテンツ指示および更新データは広島県が提供するものとする。
- ウ 更新作業は迅速かつ正確に行い、更新後に動作確認を実施すること。
- エ 更新内容に関して疑義が生じた場合は速やかに協議のうえ対応すること。
- オ 更新依頼から公開までの目標（SLA）は、通常更新：原則 3 営業日以内、至急（緊急周知・期限迫る公募等）：当日～翌営業日を目標に対応すること。
- カ 更新業務は、（県）原稿作成・素材添付 →（県）内容確認・優先度付け →（受託者）CMS 反映・体裁調整・リンク/表示チェック →（県）確認・承認（差戻し可） →（受託者）公開・公開後確認、の承認フローにより実施できるよう、更新依頼票（テンプレート）及び運用手順を整備すること。
- キ 毎月 1 回、掲載情報の棚卸し（期限切れ・リンク切れ・重複等の点検）を実施し、点検結果（一覧）及び是正内容を報告すること。
- ク 更新作業は原則受託者が実施するが、県職員が県の端末から閲覧・承認等の処理が可能な体制（権限設定・アクセス手段）を確保すること。
- ケ 受託者は、県職員向けの操作・更新マニュアル、更新依頼票及び運用手順を整備し、必要に応じて操作説明を行うこと。

(5) システム要件

- ア 発注者が指定するドメインを使用すること。
(<https://〇〇.pref.hiroshima.lg.jp/>)
- イ Web 基盤については、受託者が調達すること。
なお、Web 基盤は原則として日本国内のデータセンター（国内リージョン）を使用し、法令・ガイドラインに沿った運用とすること。
- ウ Web 基盤については ISO/IEC27001 を取得しているものから選定すること。
- エ 公開用の Web 基盤は 24 時間 365 日の運用を基本的とし、常に最新のプログラムを用い、24 時間監視が行われていること。
- オ システム構築及び運用時において必要な情報セキュリティ対策を迅速に講じること。
- カ 本サイトのうち、補助金情報、新着情報・イベント・取組事例などの更新頻度が高いコンテンツについて CMS により管理できる構造とすること。
WordPress 等のオープンソース CMS の利用も可とするが、適切なセキュリティ対策を

講じること。

キ CMSは県職員が専門知識を要さず更新できるよう、テンプレート化（入力フォーム化）された管理画面を提供すること。

ク CMSには、①権限（編集者/承認者/管理者等）のロール分離、②下書き/承認待ち/公開のワークフロー、③プレビュー（下書きURL）機能、④公開日時の予約、⑤更新履歴（版管理）及び監査ログを備えること。

ケ 補助金検索のデータ項目（例：対象（県民/事業者）、分野、受付状況、申請期限、実施主体、リンクURL等）は、CMSの入力項目として定義し、条件検索・絞り込み・並び替え（期限順等）ができること。

コ 検証用（ステージング）環境を用意し、公開前の校正・確認は、パスワード等で保護された検証環境上で県の承認を得たうえで本番へ反映すること。

（6）セキュリティ及び保守

ア 通信の安全確保

- ・全ページを常時SSL（HTTPS）化し、自治体が外部の認証局（CA）から取得した商用サーバ証明書を、当該Web基盤に設定すること。

イ アクセス制御と認証

- ・管理者・保守者の管理コンソールへのアクセスは多要素認証を必須とし、IPアドレス制限、強固なパスワードポリシー、ログイン試行制限等を設ける。
- ・ファイアウォールの設置や不要情報の公開防止、コンテンツ編集主体の限定など不正アクセス防止の措置をとること。

ウ 脆弱性管理と対応

- ・システムを構成する機器、ソフトウェア等の脆弱性に関する情報を収集し、セキュリティパッチの適用等適切な対応を行うこと。
- ・システムの安全性・安定稼働に及ぼす影響の高い脆弱性については、判明後速やかに発注者と協議し、可能な限り迅速に対応する。
- ・月次報告には脆弱性に関する取組を含む、セキュリティに係る内容を含めること。
- ・脆弱性に関する対応を実施した場合、脆弱性情報・対応内容等について随時報告する。
- ・リリース前に脆弱性診断を定期的実施し、重大な指摘は公開前に是正する。公開後もCMS、テーマ、プラグイン、サーバーOS等の更新状況を月次で確認する。
- ・既知のウェブ脆弱性（SQLインジェクション、XSS、ブルートフォース攻撃等）に対する対策を講じる。
- ・脆弱性発見時は速やかに原因究明・対応を行い、県へ報告する。

エ ログ管理と監視

- ・アクセスログ、管理操作ログ、エラーログを収集し、直近1年以上保管する。
- ・ログ取得・保全（改ざん防止）、監視（必要に応じてIDS）、時刻同期、バックアップ（世代管理・隔離保管）を実施する。

- ・ログは改ざん防止措置を施し、管理者のみ閲覧可能とし、インシデント発生時には、県からの依頼に基づき関連ログを速やかに提供すること。
- ・24時間365日体制で死活監視・改ざん検知などを行い、異常時には迅速に初動対応および報告を行う。

オ バックアップと復旧

- ・バックアップは日次で自動取得し、世代管理と別領域（隔離保管）で保存、保存期間は1か月以上とする。
- ・復旧手順、復旧目標時間・時点を定め、定期的に復元テストを実施する。

カ セキュリティ方針・標準準拠

- ・IPA「安全なウェブサイトの作り方」など公的なガイドラインに準拠して開発・運用する。
- ・Web基盤、CMS等の利用するサービスについてはISO/IEC270001を取得しているものから選定すること。
- ・Web基盤は原則として日本国内のデータセンター（国内リージョン）を使用し、法令・ガイドラインに沿った運用とすること。なお、公開用コンテンツの配信についてCDNを利用する場合には、県と協議すること。
- ・セキュリティインシデント発生時には、速やかに原因調査および影響範囲の確認を行うこと。必要に応じてアクセス制限やサービス停止などの措置を実施し、被害拡大防止に努めること。また、県へ速やかに報告を行い、再発防止策を検討実施すること。

キ その他

- ・発注者が指定するドメインを使用すること。
(<https://○○.pref.hiroshima.lg.jp/>)
- ・悪意ある脅威（ウイルス、スパムメール等）に対する必要な防御措置を実施する。
- ・Cookieやアクセス解析、外部広告タグ利用時は利用目的・取得情報・オプトアウト方法をプライバシーポリシーに明記する。
- ・本ポータルサイトにおいて取り扱う情報は、公開を前提とした情報のみであり、利用者の個人情報等の非公開情報は保持しない。
- ・マーケティング目的のアクセス解析ツール導入については協議のうえ実施・運用する。

(7) 広報・プロモーションについて（任意提案）

本仕様書に定める構築・運用業務に加え、広報・プロモーション活動については、必須ではないが、受託者から広報・プロモーション活動に関する独自の追加提案があった場合には、評価の対象とし、検討のうえで採用の可否を決定するものとする。

7 成果物及び検収

(1) 成果物

本業務における成果物は、原則として以下のとおりとし、詳細は、県と協議のうえ決定すること。成果物は電子データで提出すること。

ア 業務実施計画書（体制、工程表、進行管理方法、品質・リスク管理、連絡体制等）

イ 要件定義書／基本設計書（サイトマップ、画面構成、導線設計、検索・補助金 DB の項目定義、権限設計等）

ウ デザイン設計書（トップ／下層テンプレート、UI 部品、スタイルガイド等）

エ CMS 設計書／設定資料（構成、プラグイン等一覧、設定値、運用手順を含む）

オ コンテンツ移行計画及び移行結果一覧（移行元一覧、移行先 URL、リダイレクト方針、リンクチェック結果を含む）

カ テスト計画書及びテスト結果報告書（表示・機能・性能・セキュリティ・アクセシビリティ等）

キ アクセシビリティ簡易検査結果（JIS X 8341-3:2016 適合レベル AA 目標。確認範囲は協議により定義）

ク 操作・更新マニュアル（県職員向け／管理者向け）

ケ 運用管理体制表（緊急連絡先、障害対応手順、SLA、監視・バックアップ運用を含む）

コ 委託業務完了報告書（成果物一覧、アカウント一覧、ソース・デザインデータ一式、各種設定情報の引継ぎを含む）

(2) 検収

ア 受託者は、検証用（ステージング）環境に構築した検証用サイト（URL 非公開、かつ、パスワード設定等）により校正・確認を行い、発注者の承認を得たうえで本番環境へ反映し公開すること。

イ 受託者は、発注者が求める検収（機能要件、表示・動作確認、性能、セキュリティ、アクセシビリティ等）に協力し、指摘事項がある場合は速やかに修正すること。発注者が校了と判断するまで対応すること。

ウ 検収は、成果物一式の提出及び本番環境での動作確認をもって行う。検収完了後においても、契約期間内の瑕疵担保（9（2））の定めに従うものとする。

(3) 納品形態・引継ぎ

ア 成果物は、原則として電子媒体（データ）で納品すること（Word/Excel/PDF 等）。

イ ソースコード、テンプレート、画像等の素材データ、設定情報、アカウント情報は、発注者が引継ぎ可能な形式で提供すること。

(4) スケジュール (目安)

契約締結後、速やかに要件定義・設計を行い、構築・移行・テストを経てサイトを公開すること。

- ・令和8年8月中 契約・事業開始
- ・令和8年10月中 サイト一部公開
(公開するコンテンツについては県と協議の上、決定)
- ・令和8年10月～ 順次コンテンツ追加、更新
詳細な工程は協議のうえ決定すること。

8 効果計測

- ・本サイトの成果指標 (KPI) については、アクセス数のみならず、行動転換を重視した指標を設定し、提案書において目標値の考え方を示すこと。
(例)・補助金検索機能の利用数
 - ・イベント等への申し込みページへの遷移数
 - ・ページ滞在時間
- ・KPI については、公開後の達成目標値の設定及び、その達成に向けた具体的施策の考え方を提案書において示すこと。
- ・参考：公開後 12 か月時点の KPI (目標例) として、月間 PV 数 10,000PV 以上 (年間 120,000PV 相当)、新着情報更新：月 3 回以上、更新リードタイム：更新依頼から原則 3 営業日以内 (至急は当日～翌営業日) を想定し、提案書で目標値及び根拠を示すこと。
- ・アクセス解析 (Google Analytics 4 等) 及び検索流入 (Search Console 等) を用い、月次の状況が把握できるようにすること。

9 その他

(1) 再委託

ア 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を提示し、県から承認を得ること。

イ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託業者に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

(2) 瑕疵担保

本業務のホームページ構築業務に係る成果物の引き渡し後 1 年間以内に瑕疵が発見されたときは、受託者の費用により修復等の措置を講ずること。

(3) 個人情報の保護及び守秘義務

ア 受託事業者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) の規定に基づき、情報の漏洩、滅

失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 原則として、本サイト上で利用者の個人情報を収集・保管しない構成とすること。
問い合わせや申請が必要な場合は、県の既存フォーム等（県が管理するシステム）へ
遷移させる等により対応すること。

ウ その他履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用しては
ならない。また、契約期間終了後も同様とする。

エ 再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

(4) 著作権

ア 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、広島
県に帰属するものとする。但し、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている
場合、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む）したものを含む）の
著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、ア
イデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保される
が、広島県は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で
利用できるものとする。

ウ 受託者は、広島県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

エ この業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場
合は、事業者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約
に関わる一切の手続きを行う。

(5) 肖像権

受託事業者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像
権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(6) その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の
必要がある場合は、受託者は広島県と協議を行うこと。